

令和8年度助成事業応募要領

I 助成制度の趣旨

公益財団法人げんでんふれあい福井財団の助成制度は、市民による文化・芸術活動や伝統行事、郷土の歴史や文化遺産などの地域資源の活用による地域文化の振興、青少年等の人材育成及び良質な芸術文化の提供などによるふれあいとゆとりのある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

II 助成制度の概要

1 助成の対象となる団体

以下のア～エのすべてを満たす団体が助成の対象となります。

- ア 福井県内に活動の本拠を置く団体
- イ 構成員（会員）が、原則として、20名以上の団体
- ウ 令和8年4月1日現在で、原則として、設立後2年を経過している団体
- エ 営利を目的とせず、明確な会計経理を実施・報告できる団体

※次の事項のいずれかに該当する団体は、助成対象外とします。

- ① 特定の政治団体、宗教団体、企業に所属する団体
- ② 政治活動や布教活動を主たる目的とする団体
- ③ 反社会的勢力と関係のある団体
- ④ 地方自治体及び地方自治体に類する団体が組織した団体
- ⑤ 団体が構成員となる協議会、連合会、実行委員会等の組織で、主体的な活動を行わないもの

2 助成の対象となる事業内容等【別表 参照】

- ア 別表に掲げる「⑦推薦団体」が、当財団の助成事業として推薦する事業
- イ 助成団体自らが主催又は共催する事業
- ウ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始し、終了する事業
- エ 1団体からの申請は、1件とします。
- オ 助成は、原則として、同一団体に対し、過去10年間（平成29年度～令和8年度）で3回までとします。
- カ 「伝統芸能・伝統行事（無形民俗文化財）の保存と後継者の育成」及び「ボランティア活動」については、「オ」の助成回数の制限は行いません。
- キ 「ボランティア活動助成事業」については、地域文化の振興又は青少年等の人材育成に関する活動に限り、助成対象となります。
- ク 「ふれあい地域づくり活動助成事業」については、1つの自治会の区域を

超える区域の住民を対象として行われる、家族以外の多世代とのふれあいの
ある活動が助成対象となります。

3 助成金の算定方法

ア 助成金の額は、必要経費に別表の「⑥助成割合及び限度額」に記載する助
成割合（1/3（北陸新幹線開業関連事業の場合は1/2）又は10/10）を乗
じた額です。（但し、それぞれの限度額以内）

必要経費とは、申請する事業の事業費総額から地方自治体や他の団体等か
らの協賛金・寄付金・助成金・補助金、会員以外から徴収する参加費、入場
料、広告収入等及び助成対象外経費を差し引いた額です。

イ 「助成割合1/3で限度額30万円」又は「助成割合10/10で限度額10万
円」のどちらかを選択して、申請して下さい。

例 必要経費が90万円の場合	助成割合1／3で助成額30万円
必要経費が45万円の場合	助成割合1／3で助成額15万円
必要経費が30万円の場合	助成割合1／3で助成額10万円
必要経費が30万円の場合	助成割合10／10で助成額10万円
必要経費が25万円の場合	助成割合10／10で助成額10万円
必要経費が15万円の場合	助成割合10／10で助成額10万円

4 助成の対象とならない事業

ア 地方自治体、他の団体等から委託されて行う事業

イ 物品の購入が主たる内容の事業、チャリティ事業、スポーツ事業

ウ 会員の互助・親睦目的の行事や、会員以外に実施を知らせない事業、入場
者を限定して会員以外が入場できない事業

エ 家元・流派が確立されている団体が主催する定期的な発表会等の事業

オ 作品等を募集する事業で県外在住者も対象とする事業

5 助成対象外経費

ア 申請団体の日常的な運営経費（日常的な活動経費、人件費、事務所経費等）

イ 清涼飲料水以外の飲食費

ウ 県外・海外への視察、公演、展示等の費用

エ 令和8年4月1日以前に支出した費用

Ⅲ 助成申請から助成金の支給まで

1 助成申請

ア 申請書の作成

様式を一部変更していますので、過去に申請された団体においても、今回配付する様式で作成して下さい。

申請書の作成時には、「助成事業申請書作成上の注意事項」をご覧ください。

申請書には、次の資料を添付して下さい。（①～③の提出がない場合は、申請を受け付けません。）

- ① 団体の規約又はこれに類するもの。
- ② 会員名簿（氏名及び住所が記載されているもの。会員数が21名以上の場合は、20名分を抜粋した名簿で結構です）
※個人情報につきましては第三者への開示、提供は致しません。
- ③ 別表「⑦推薦団体」に記載する団体の推薦書（押印のあるもの）
- ④ 直近の機関誌、紹介記事など

ご提出頂いた書類等は、お返しできませんので、ご了承下さい。

申請書の様式は、当ホームページからダウンロードできます。

【ホームページURL】<https://www.genden.or.jp/grant/>

イ 推薦団体への推薦書の依頼

推薦書は、「別表」の「⑦推薦団体」に記載する団体の窓口にて、作成した助成事業申請書の「写し」を提出の上、依頼して下さい。

地方自治体の場合は、文化振興及び生涯学習担当の部署で取り扱っています。

ウ 助成事業申請書等の提出

募集期間内（令和7年12月10日から令和8年2月10日まで）に、郵送・電子メールによりご提出、又は当財団までご持参下さい。締切日の午後4時までに到着した申請のみ受け付けます。

〒914-0051 敦賀市本町2丁目9-16

公益財団法人 げんでんふれあい福井財団

E-mail fukui.genden@gmail.com

2 採否

採否は、令和8年3月中旬に、申請書に記載されている「連絡窓口」に文書で通知します。

採否の理由に関するお問合せには応じかねますので、ご了承下さい。

3 助成事業の実施上、お願いしたい事項

作成するポスター、パンフレット、チラシ、冊子等の印刷物のすべてに「協賛 公益財団法人 げんでんふれあい福井財団」と表示して下さい。（協賛依頼等のご提出は不要です。）

チラシ、開催案内はがき及びチケット（作成した場合のみ）は、事業の実施前に当財団へご送付下さい。

令和9年3月31日までに事業が終了しない場合は、助成金が支給できませんので、ご注意下さい。

4 助成事業実施報告書の提出

事業が完了したときは、完了の日から1ヶ月以内に助成事業実施報告書を提出して下さい。

但し、事業完了が令和9年3月6日～31日となる事業については、4月6日までに、事業実施報告書を提出して下さい。（必着）

助成事業実施報告書には、以下の書類等を添付して下さい。

ア 収支決算書

イ 支出経費の領収書の写し

ウ 事業実施状況の写真（3枚程度）

エ ポスター、チラシ、パンフレット、冊子等、作成した印刷物

オ 助成金請求書

カ 振込先金融機関の通帳の表紙の次のページの写し（口座番号及び口座名義が記載されているページ）

助成事業実施報告書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

【ホームページURL】<https://www.genden.or.jp/grant/>

助成対象外の経費が含まれている場合、申請書に記載のない事業のための費用が含まれている場合、事業報告の内容（実施結果）や決算額が申請書の内容と著しく異なる場合には、助成金の全部又は一部を取り消すことがありますので、事業実施上、ご注意下さい。

5 助成金の支給

助成事業実施報告書の内容を審査し、適正と認められた場合に、助成事業実施報告書受領月の月末又は翌月末に助成金を振り込みます。報告書の受領が20日以降の場合は、翌月末の支給となりますのでご了承下さい。

振込先の口座は、団体名義の口座のみとします。代表者名義の口座であっても、個人口座への振込みは行いませんので、ご了承下さい。

助成金の現金支給は行いません。

Ⅳ 事業内容の変更等

助成決定通知受領後、事業内容を変更する場合、又は、事業を中止する場合は、速やかに当財団に連絡の上、下表の区分により、「助成事業変更届」、「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」のいずれかを提出して下さい。

尚、年度内に事業が完了しない場合は、事業中止の扱いとしますので、「助成事業中止届」を提出して下さい。

区 分	提出書類	助成金の取り扱い
事業内容の変更（申請年度内での実施に限る）	助成事業変更届	助成金支給の取消又は 必要経費の一部助成 ※
申請者の都合による事業中止	助成辞退届	助成金支給の取消
天災や全国的な流感予防、その他社会情勢による事業中止	助成事業中止届・ 特別助成金申請書	助成金支給の取消又は 必要経費の一部助成 ※

※必要経費の一部助成は、助成決定額の1／2を上限とします。

「助成事業変更届」、「助成辞退届」、「助成事業中止届・特別助成金申請書」の様式は、ホームページからダウンロードできます。

【ホームページURL】 <https://www.genden.or.jp/grant/>

以 上